

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 5 0 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和 2 年 2 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の対象

選挙管理委員会事務局

第 2 監査の期間

令和 2 年 1 月 14 日（火）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 29 年度及び平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成29年度及び平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

第6 むすび

選挙管理委員会における主な任務は、公明かつ適正な選挙の執行と投票率の向上を図ることである。

監査の対象年度であった平成29年度以降に執行された市長選挙及び県議会議員選挙は無投票となり、県知事選挙及び参議院議員通常選挙は、いずれも前回の投票率を下回る結果となっていた。一方、衆議院議員総選挙においては、前回は14.64%上回る投票率となっていた。

しかしながら、市議会議員選挙のみを見ると新市発足以降4回実施されているが、回を追うごとに投票率が下がり、平成29年10月の選挙においては73.84%と前回は5.85%下回る結果となっており、有権者の4人に1人が棄権している状況である。

このようなことから、選挙管理委員会においては、投票率の向上を目指し、期日前投票制度の周知を図ってきており、市民にも徐々に浸透し、投票者総数に占める割合は高くなっている。併せて、平成28年の参議院議員通常選挙から適用となった18歳への選挙権年齢引き下げに伴い市内高等学校へ期日前投票所を設置する一方で、主権者教育の一環として、当該高校に出向き、選挙に関する出前講座も実施している。

また、平成29年度の選挙から、10区域の投票所統合に伴い、車両で地域を回る移動期日前投票所を設置しており、有権者からの評判も良く、身近な投票所として定着し、一定程度投票率の低下を防ぐ効果もあったと思われる。

むすびに、時代の流れとともに選挙制度とこれを取り巻く環境は変化しており、解散総選挙のように突如として、限られた期間の中で選挙に向けた準備が必要となることもあることから、常に状況に応じた対応が求められている。これからも投票率の向上対策と併せて、公職選挙法に基づく円滑な事務処理を念頭に、市民から信

頼される公明かつ適正な選挙の執行に努めていただきたい。

＜参考＞指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。